

様式第3号(第3条関係)

令和 年 月 日

大村市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名

誓 約 書

今回、大村市 において直結増圧式給水により、給水する給水装置工事の申込みをするにあたり、「直結増圧式給水承認基準」を遵守するとともに、下記の事項について誓約いたします。

記

(給水方式の認識)

直結増圧式給水について、停電、故障、配水管水圧の変動等によるポンプの停止時及び配水管工事、メーター交換作業、事故等により、一時的な断水や赤水及び出水不良が発生することなどの特徴を充分認識し、このことに起因する問題に関して大村市上下水道局（以下、「上下水道局」という。）に一切異議申し立てしません。

(水圧変動時の対応)

水圧変動により、出水不良等の問題が発生した場合、受水槽方式に変更するなど、速やかに必要な処置を講じます。

(維持管理)

- 1 給水装置については、責任をもって維持管理し、漏水等の異常が認められたときは、速やかに指定給水装置工事事業者に依頼し、修理等の必要な処置を行います。
- 2 増圧装置（ブースターポンプ）及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、年1回以上の保守点検を行うとともに、異常が認められたときは速やかに修理等の必要な処置を講じます。

(増圧装置の稼働状態)

配水管水圧の変動状態により、増圧装置が稼働しない場合があることについて理解するとともに、このことについて上下水道局に一切異議申し立てをしません。

(建築物の用途等の変更)

当該建築物の用途に変更がある場合、上下水道局と協議し、必要な措置を講じます。

また、所有者、維持管理業者等の変更がある場合、上下水道局に届けるとともに、「直結増圧式給水承認基準」に定めた内容を周知し継承します。

(損害の補償)

増圧装置に起因して漏水等が発生し、上下水道局及び使用者等に損害を与えた場合は、当方で責任をもって補償します。

(使用者等への周知及び紛争の解決)

「直結増圧式給水承認基準」に定めた内容及び上記誓約内容を使用者等に充分周知させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で責任をもって処理します。

※申請者の欄に、署名又は記名押印してください。